

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	北阿万新田北 (北阿万新田北)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備の完了により優良農地が増加し、認定農業者も増えたことから現時点では耕作放棄田の発生はない。一方で農業者の平均年齢は高く、後継者も少ないことから10年先では耕作放棄田が発生するとの懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻とたまねぎ、レタス、白菜の作付を行っている。肥料価格が高騰している中、地域の所得向上に向け、畜産堆肥の有効活用や機械の共同化による低コスト化を地域全体で進めていく。
農業従事者については、高齢化が進み、地域内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の賃貸借のルール作りについても他地域や県内の事例を参考にしながら検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
毎年、変わっていく地域内の状況に合わせて地域計画を見直していく中で、地域内における規模拡大意向の農家のリストを示し、極力、地域内の担い手に農地を集積していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、利用権設定の期間満了となった農地から農地中間管理機構へ農地を預けていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
集落内の農地については、基盤整備が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
WCS用稲やSGS用稲の生産を担う土地利用型農業の担い手を育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>③現在、取組はないものの、将来的には必要であるため、地域内の担い手にモデル経営体になってもらい、実証しながら拡大していく。</p> <p>⑧10年後に向けた機械の共同化を進めていく上で、農業用機械を格納する場所として倉庫の建設が必要になってくるため、補助金等を活用して進めていく。</p> <p>⑨畜産農家と連携し、地区内の堆肥散布を推進する。</p>				